

指宿市調和のとれた地熱活用協議会に関する要綱（平成27年指宿市告示第115号）新旧対照表

現行	改正後
<p>○<u>指宿市調和のとれた地熱活用協議会に関する要綱</u></p> <p>平成27年10月20日 告示第115号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例施行規則</u>（平成27年指宿市規則第9号）第10条の規定に基づき、<u>調和のとれた地熱活用協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」という。）の会議等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の非公開)</p> <p>第2条 <u>協議会</u>の会議については、非公開とする。</p> <p>(会議録)</p> <p>第3条 会議の会議録は、発言要旨を記録する方法により遅滞なく作成するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第4条 <u>協議会</u>の庶務は、総務部市長公室において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この告示に定めるもののほか、<u>協議会</u>の庶務執行に関する事項については、庶務担当課において決定の上、処理することができる。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、<u>平成27年10月20日</u>から施行する。</p>	<p>○<u>指宿市地熱発電に関する審議会運営要綱</u></p> <p>令和4年12月23日 告示第152号3</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>指宿市温泉資源の保護及び地熱発電に関する条例施行規則</u>（令和4年指宿市規則第31号）第17条の規定に基づき、<u>地熱発電に関する審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）の会議等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の非公開)</p> <p>第2条 <u>審議会</u>の会議については、非公開とする。</p> <p>(会議録)</p> <p>第3条 会議の会議録は、発言要旨を記録する方法により遅滞なく作成するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第4条 <u>審議会</u>の庶務は、総務部市長公室において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この告示に定めるもののほか、<u>審議会</u>の庶務執行に関する事項については、庶務担当課において決定の上、処理することができる。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、<u>令和4年12月23日</u>から施行する。</p>